

平成30年11月21日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会（平成30年度第1回）

資料3-1

審議事項

働き方改革と担い手確保・育成

これまでの指摘事項

■中間とりまとめ 記載事項

○週休2日の確保等による適切な労働環境の確保

- 週休2日の確保や施工時期の平準化、書類等の統一化・簡素化等により、技術者・技能者等の働き方改革を進めるべき。

■平成30年第1回懇談会(平成30年8月8日)における指摘事項

- 日建連では、国交省設定工期、積算と実態を比較中である。週休2日の働き方改革の中、まだまだ急速施工が求められている場合もあり、パーティー数などの積算の扱いも検討・議論してほしい。

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	<<同左>>
36協定の限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・・・第36条第4項 ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 ① <u>年720時間(月平均60時間)</u> ・・・第36条第5項 ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) ・・・第36条第5項第3号 b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) ・・・第36条第6項第2号 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 ・・・第36条第5項 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・・・第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2項、3項は適用しない) ・施行後5年以降 <u>一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> ・・・第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

<週休2日> 週休2日の確保等による適切な労働時間の確保

■ 週休2日工事の状況

- 週休2日工事について、直轄ではH29年度に1,106件で実施し、H28年度比で6.7倍に増加。
- H30年度は週休2日の実施に伴う経費を計上するよう係数を見直すとともに、工事成績評定による加点などを実施。

週休2日工事の実施状況



週休2日の推進に向けた取組 (H30年度～)

- 週休2日の実施に伴う必要経費を計上 (土木工事の場合)
H30年度より労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費 (賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

- 工事成績評定による加点
工事成績評定において、4週8休を実施した工事について、「工程管理」として評価
- 建設業所管部局との連携
元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

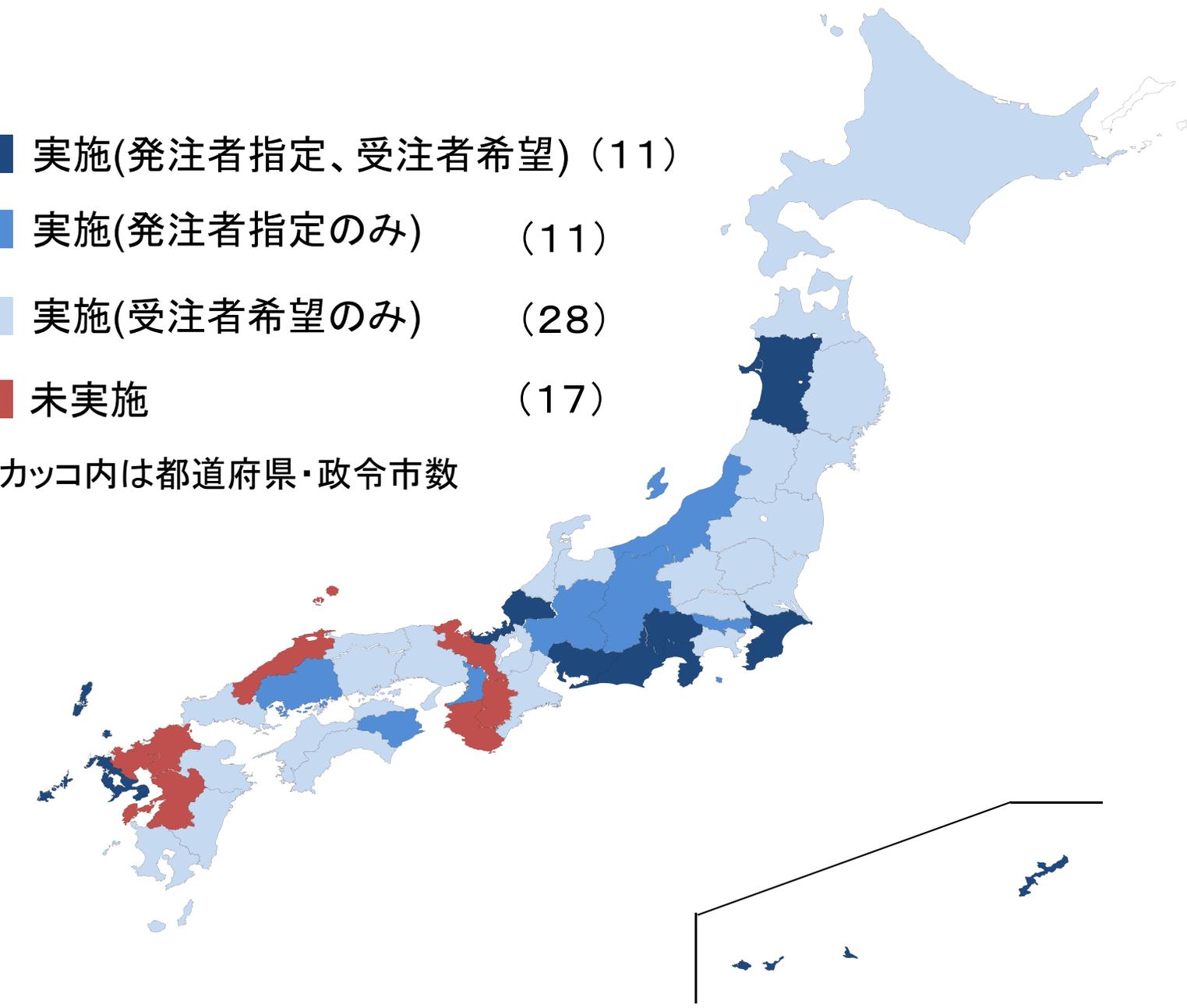


- H30年度は、災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、週休2日対象工事を適用。
※ H30.9月末時点で、週休2日対象工事として2,804件を公告し、883件で実施。

<週休2日>地方公共団体における週休2日工事の実施状況 ※H30.9月末時点

- 実施(発注者指定、受注者希望) (11)
- 実施(発注者指定のみ) (11)
- 実施(受注者希望のみ) (28)
- 未実施 (17)

※カッコ内は都道府県・政令市数



政令市	週休2日実施状況
札幌市	実施(受注者希望のみ)
仙台市	実施(受注者希望のみ)
さいたま市	実施(発注者指定のみ)
千葉市	実施(発注者指定のみ)
横浜市	実施(発注者指定のみ)
川崎市	実施(発注者指定のみ)
相模原市	未実施
新潟市	実施(受注者希望のみ)
静岡市	実施(発注者、受注者指定)
浜松市	実施(発注者、受注者指定)
名古屋市	実施(発注者、受注者指定)
京都市	未実施
大阪市	未実施
堺市	未実施
神戸市	未実施
岡山市	未実施
広島市	未実施
北九州市	未実施
福岡市	未実施
熊本市	未実施

<週休2日>週休2日工事の実態と今後のあり方

週休2日の考え方

1) 公共工事の休日は、「**現場閉所**」が条件

2) 現場の閉所状況

① **4週8休以上**

現場閉所率が**28.5% (8/28日) 以上**の場合 ⇒ **1.04~1.05**の補正

② **4週7休以上4週8休未満**

現場閉所率が**25.0% (7/28日) 以上**の場合 ⇒ **1.03~1.04**の補正

③ **4週6休以上4週7休未満**

現場閉所率が**21.4% (6/28日) 以上**の場合 ⇒ **1.01~1.02**の補正

3) 補正方法

方式	当初		現場閉所の確認	変更	
	前提条件	補正係数		金額	工事成績評定
発注者指定	4週8休以上	あり	4週8休未満	減額	減点
受注者希望	4週8休以上 ※契約後、協議	なし	4週6~8休以上	増額	加点

4) 現場閉所の確認方法

閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等による確認

週休2日工事のインセンティブ

○**請負工事費**

工事費 2 億円程度の工事で、4 週 8 休(現場閉所率28.5%以上)を確保すると、**約1,200万円(約 6%)増加**

○**工事成績評定**

4 週 8 休(現場閉所率28.5%以上)を確保すると、**最大 2.8 点の加算**

<週休2日> 週休2日工事の実態と今後のあり方

週休2日実施企業、建設業団体、地方公共団体の意見

(実施企業) ※H29年度の国土交通省アンケート調査より

- ・収入は減少したが、ゆっくり休むことができた。
- ・身体に楽になり、家族も喜んでいる。
- ・施工単価を上げてほしい。
- ・適切な工期設定と完全週休2日の実施(全工事)を希望。
- ・河川工事は、出水期の影響を受けるため施工期間が限られてくる。
- ・週休2日を希望していたので、良かった。
- ・日給月給の労働者は月収が変動している。
- ・1日の残業時間が増えた。

(日建連) ※H30年度公共工事の諸課題に関する意見交換会より

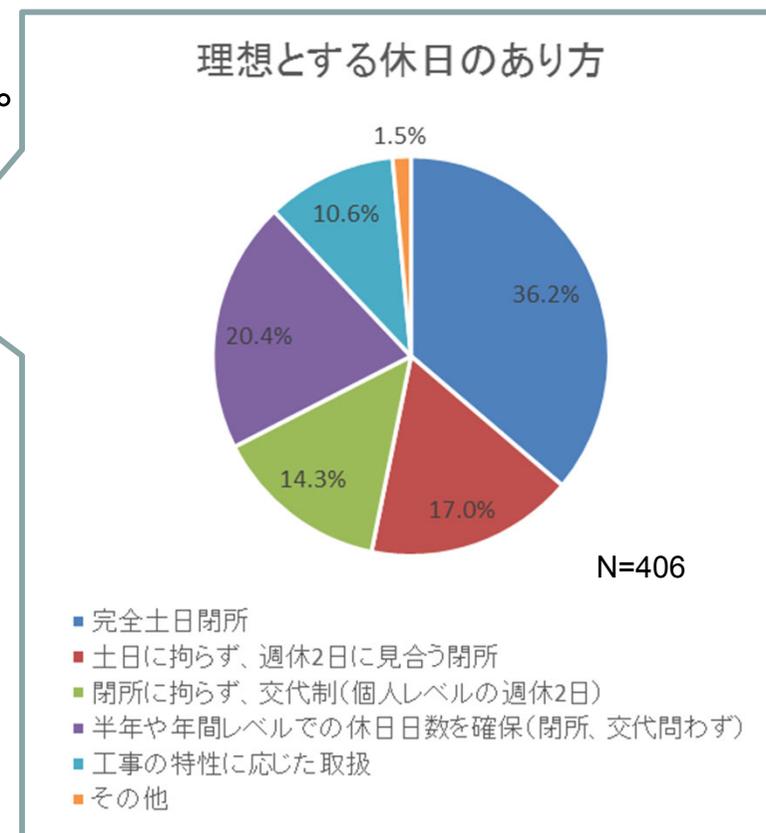
- ・理想とする休日のあり方については、「完全土日閉所」の回答が4割弱と最も多い。一方、現場の状況に応じて弾力的な休日の拡大を求める意見も多い。

(全建) ※H30年度全建ブロック会議より

- ・週休2日を更に推進するため、試行工事を拡大してほしい。
- ・労務単価、補正係数の引き上げをしてほしい。

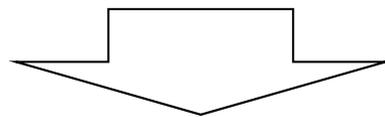
(地方公共団体) ※H30年度地方ブロック土木部長等連絡会議より

- ・土日こだわらず、週休2日を確保する方式で導入を進めている。
- ・冬期前に完了させる必要がある工事や、市街地における工事など、工事の迅速化が課題。



<週休2日の取組について>

- 週休2日工事は、現場閉所を条件として、取組が進捗。更に取組を進め、毎週土日を閉所する完全週休2日を求める意見もある。
 - 一方、休日確保の確認は、現場閉所を条件としているため、現場閉所が難しい災害復旧や維持工事、積雪寒冷地、出水期等の工期などに制約のある工事では、週休2日が浸透し難い状況。
- ※インセンティブが大きい休日確保に取り組みたいが、実施が難しい工事がある。



<ご意見を伺いたい事項>

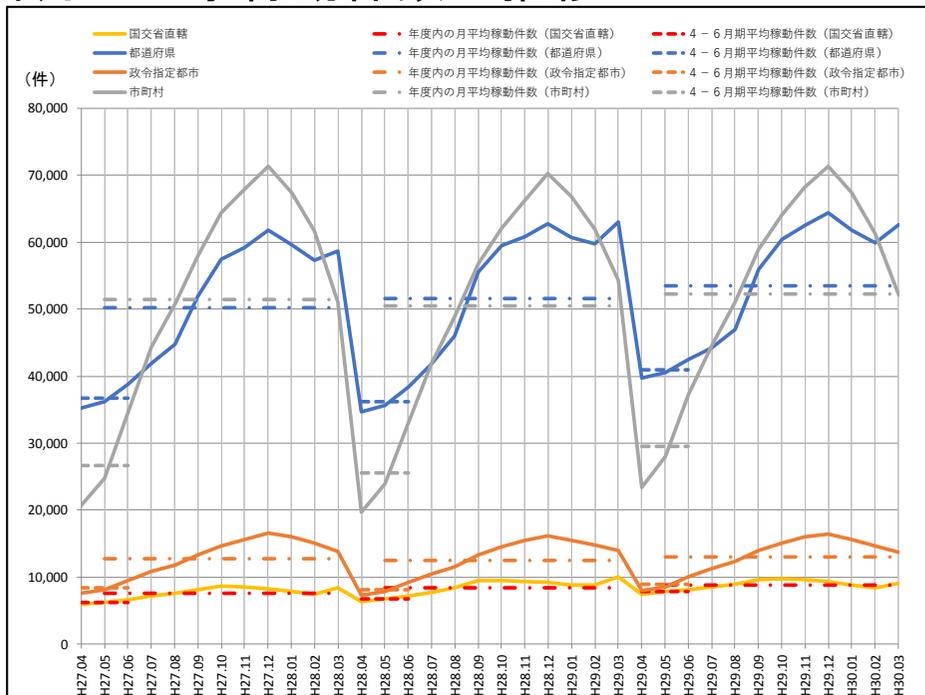
- 現場閉所が困難な工事においては、交代制による週休2日確保が考えられるが、交代制の検討にあたって留意すべき点は何か。

例) 交代制による週休2日確保の確認方法
交代制を導入すべき工事の種類 等

平準化のための取組の現状

- 国直轄の事業は、これまでの取組により平準化率が9割まで達している。
- 一方、都道府県や市町村の平準化率はまだ8割に満たない。

各月の工事稼働件数の推移



4-6月平均／当年度月平均			
	H27	H28	H29
国交省直轄	0.84	0.80	0.89
都道府県	0.73	0.70	0.77
政令指定都市	0.66	0.65	0.69
市町村	0.52	0.51	0.56

出典:コリンズデータに基づき、
国土交通省作成

翌債・繰越しの活用状況

国交省発注工事(平成29年度)における翌債・繰越しの申請を行った工事件数

翌債・繰越しの申請数	うち第1四半期申請	うち第2四半期申請
	3,144	6

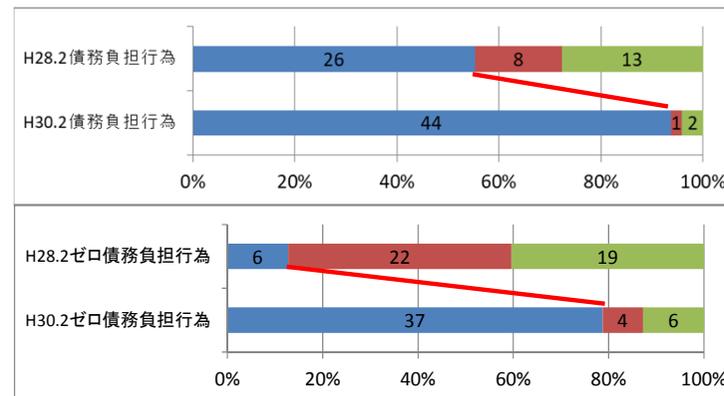
※上記の申請はすべて承認されている。

地方公共団体における速やかな繰越手続の実施状況

(出典:平成29年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査)

	H28.3.31	H29.3.31
都道府県	29/47	36/47
政令指定都市	3/20	3/20
市区町村	226/1,721	272/1,721

都道府県における債務負担の活用状況



実施団体：18団体増

実施団体：31団体増

- 本年度実施し、翌年度も実施予定
- 本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討
- 実施していない

発注者見通しの統合・公表の参加状況(H30.10末時点)

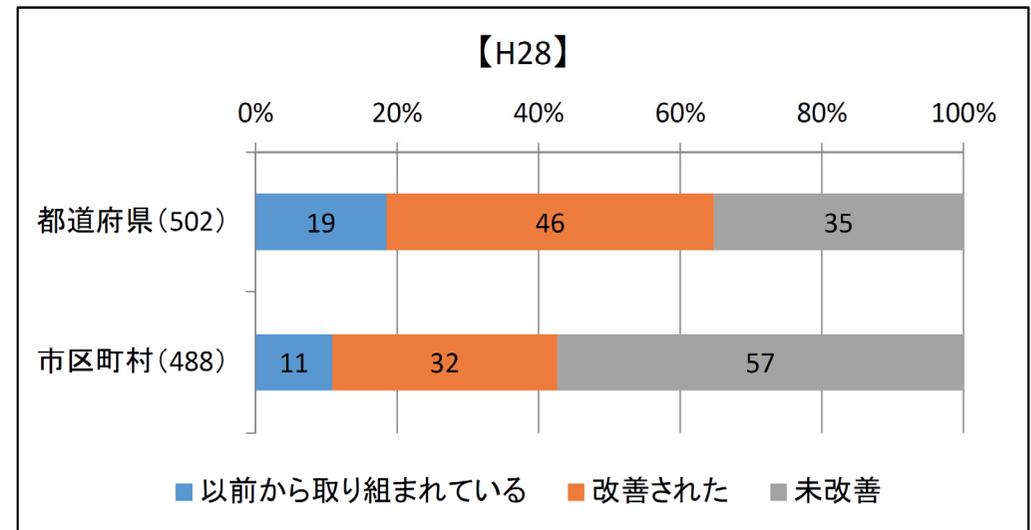
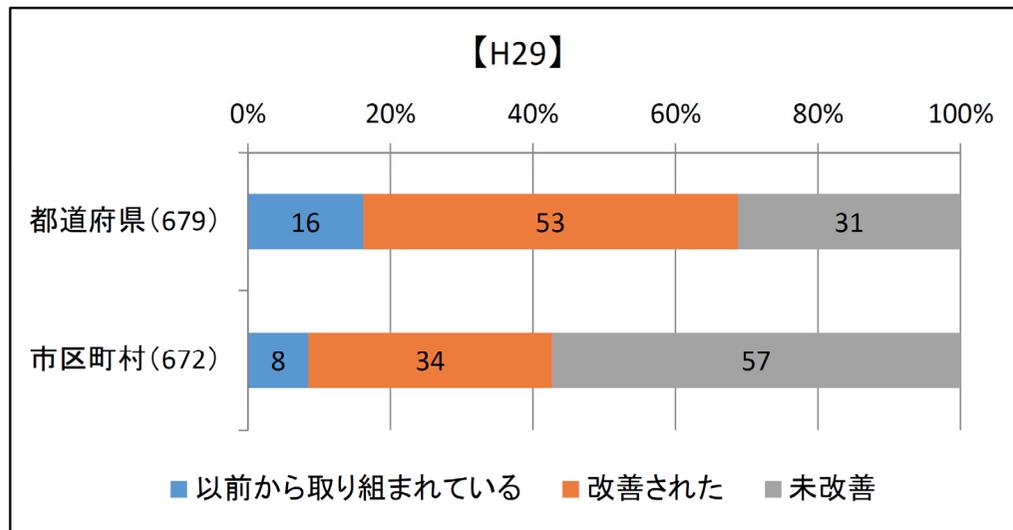
合計	国		特殊法人等		県		政令指定市		市区町村		市※1		区		町村		合計				
	121	137	88%	41	72	57%	47	47	100%	20	20	100%	1279	1722	74%	632		771	20	23	627

施工時期の平準化の運用状況

Q2 債務負担行為やゼロ債の活用などによる、発注時期や完成時期などの平準化に向けた積極的な取組みが行われるようになりましたか？

○都道府県は、「以前から行われている」「改善された」の合計が7割弱となり、前年に比べ僅かに改善傾向。

○市区町村は、前年同様、実施済・改善の割合は4割強にとどまっている。



(改善内容、意見等)

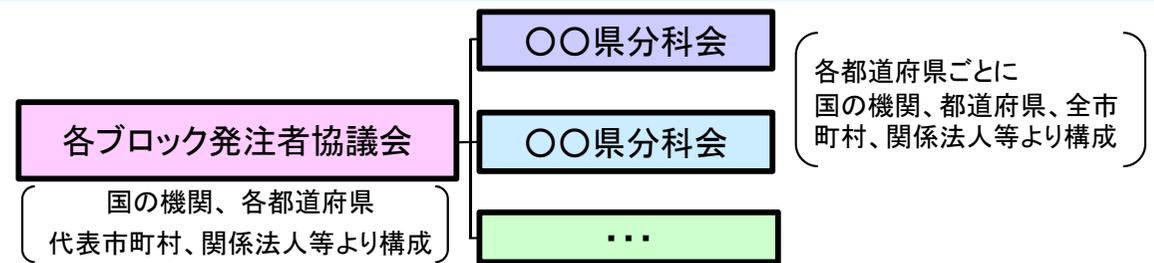
- ・県においては早期発注工事が増加しているが、**市町村工事**はそこまでっていない。
- ・ゼロ債で早期に発注され契約してはいるが、**概略発注・設計見直し・協議の未了**で着工出来ず、職員が拘束されている工事がある。
- ・**フレックス工期、現場の兼任制度**をもっと促進してほしい。
- ・フレックス工期はありがたい。特に下半期から年度末にかけて繰り越しも視野に入れた中で発注していただきたい。
- ・自治体については、依然**無理な年度末工期**が多い。当初より翌債や繰り越しを利用した適正な工期設定への改善を要望する。

地域発注者協議会を活用した取り組み

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国统一指標を設定。平成30年度は、施工時期の平準化について目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

■ 地域発注者協議会

- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置



■ 全国统一指標

重点項目① 適正な予定価格の設定

指標: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)
 指標: 単価の更新頻度

重点項目② 適切な設計変更

指標: 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 指標: 設計変更の実施工事率

重点項目③ 施工時期等の平準化

指標: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(※いわゆる平準化率)

<施工時期の平準化> 平準化率の目標設定例

関東ブロックの例

平成29年度 関東地方整備局の平準化率

金額ベース : 0.91

件数ベース : 0.87

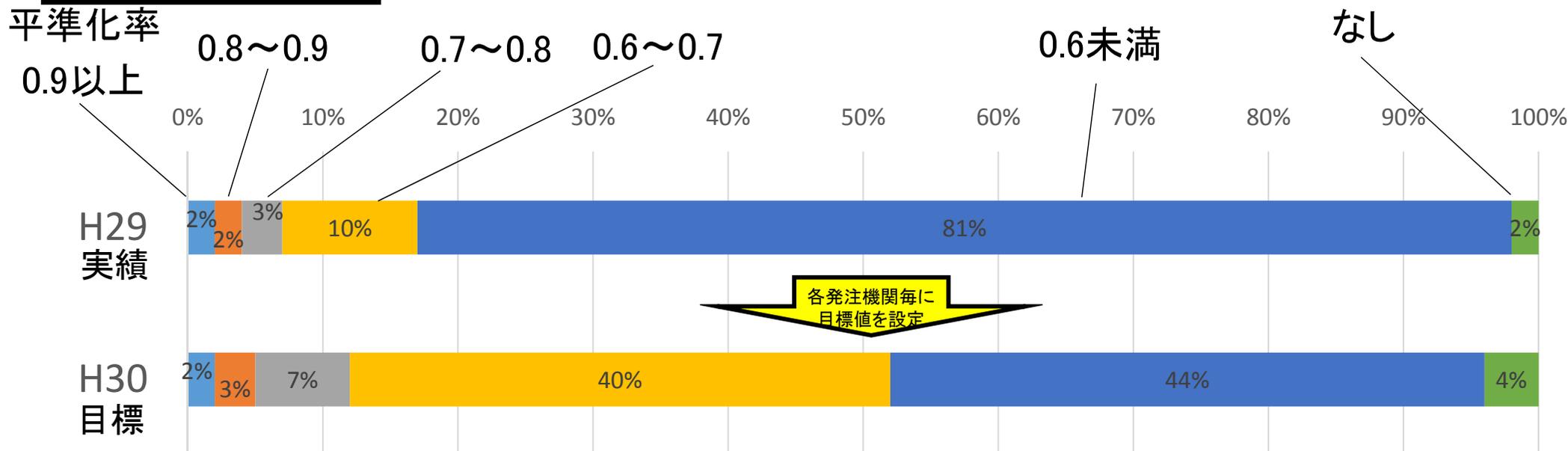
金額ベースで、目標を達成。



各発注機関も最終目標は「0.9」とし、段階的な目標を設定し平準化に取り組んでいくこととする。

※値は平成30年1月時点の平準化率(1月まで実績値、2月以降予定値)

中部ブロックの例

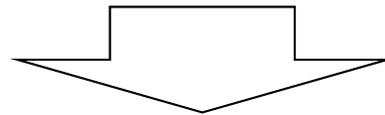


■取組が進まない主な理由

- 工事発注件数が少ないため、年度を通じた平準化が困難
- 工事の規模が比較的小さく、工期が短いため、年度内執行が原則となっている
- 観光地を抱える市町村では、施工時期が限られる
- 4月は除排雪作業が継続しており、新規工事発注はその後にならざるを得ない
- 技術職員の不足
- 債務負担行為や繰越しについて議会や財政部局の理解が得られていない

<工事の平準化の取組について>

- 国直轄の事業は、これまでの取組により平準化率が9割
- 一方、都道府県や市町村の平準化率はまだ8割に満たない状況。
- 全建が実施したアンケートによると、市町村の平準化の取組が十分に実施されていると回答した企業は全体の4割程度



<ご意見を伺いたい事項>

- 今後、数値目標など、地域全体の平準化につながる目標を立てることで、平準化の取組を推進していくことで良いか。

生産性向上

これまでの指摘事項

■ 中間とりまとめ 記載事項

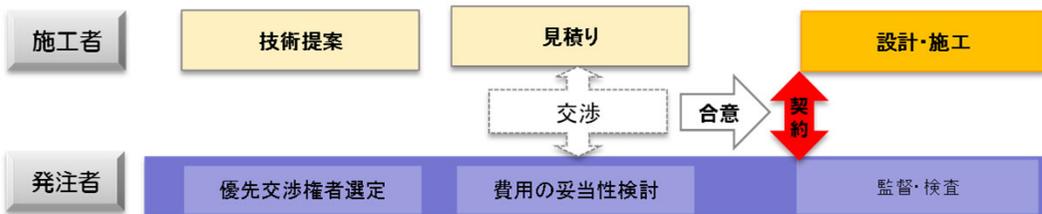
○ 新技術の導入促進

- 技術提案・交渉方式（ECI方式等）の適用拡大を図るとともに実態を踏まえた手続きの簡素化・合理化等について速やかに取り組むべき。

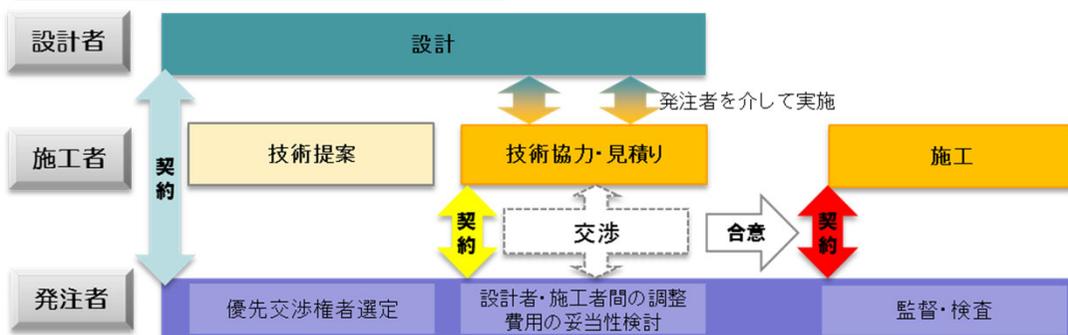
技術提案・交渉方式の実施状況

- 技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする落札者選定方式【改正品確法(H26.6施行)に規定】
- 国土交通省直轄工事では、H28年度以降、7件の工事に技術提案・交渉方式を適用(公告済)

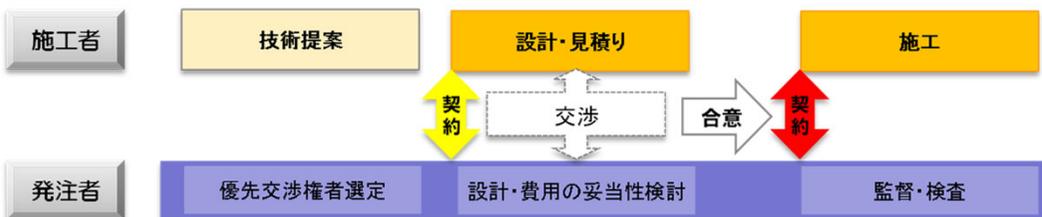
設計・施工一括タイプ



技術協力・施工タイプ



設計交渉・施工タイプ



『国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン』H27.6策定(H29.12改正)

<国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の実施事例>

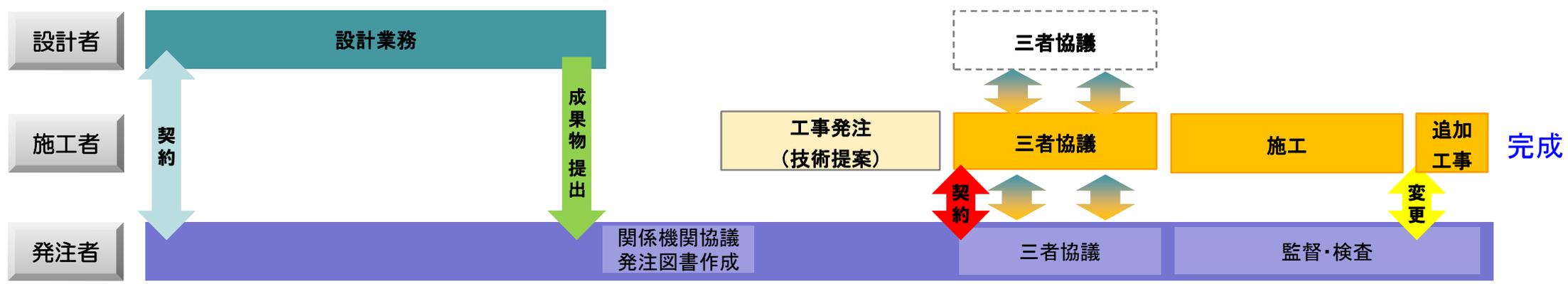
H30.11現在

	公告月	発注者	契約タイプ	工事件名	進捗
①	H28.5	近畿	設計交渉・施工	国道2号淀川大橋床版取替他工事	施工中
②	H28.7	九州	技術協力・施工	熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区)工事	施工中
③				熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区)工事	
④	H28.12	北陸	技術協力・施工	国道157号犀川大橋橋梁補修工事	完了
⑤	H29.9	中国	技術協力・施工	国道2号大樋橋西高架橋工事	技術協力業務 実施中
⑥	H30.1	中部	技術協力・施工	国道1号清水立体八坂高架橋工事	技術協力業務 実施中
⑦	H30.5	近畿	技術協力・施工	名塩道路城山トンネル工事	技術協力業務 実施中

技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の手続の流れ

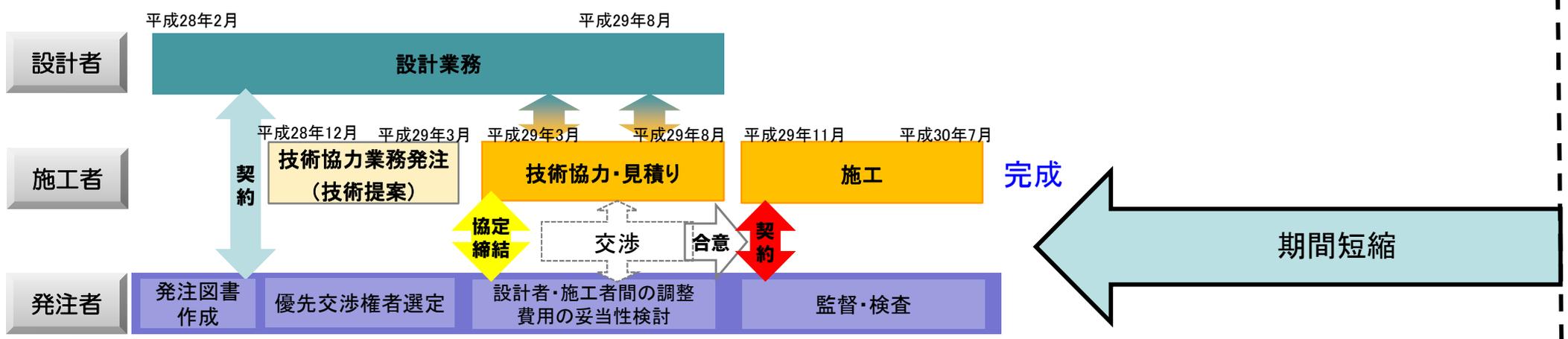
○ 技術協力・施工タイプの場合、施工者が調査・設計に対する技術協力を行い、施工者の知見の導入や、不確定要素への対象が可能。その結果、設計から工事完成までの全体期間を短縮可能

一般的な工事の手続の流れ



技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の手続の流れ

※年月は、犀川大橋橋梁補修工事のケース



技術提案・交渉方式の実施事例(施工中または施工完了)

	淀川大橋床版取替他工事	二重峠トンネル工事	犀川大橋橋梁補修工事
写真			
発注者	近畿地方整備局	九州地方整備局	北陸地方整備局
契約タイプ	:設計交渉・施工タイプ	技術協力・施工タイプ	技術協力・施工タイプ
工期	平成29年2月1日 ～平成32年3月31日	平成29年3月11日 ～平成32年7月31日	平成29年11月1日 ～平成30年7月31日【完了】
契約額 (当初)	約79億円	約120億円(阿蘇工区) 約111億円(大津工区)	約1.5億円
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 架設後90年を経過し、損傷が顕著(不可視部あり) ➢ 建設当時の記録が少ない ➢ 交通量が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊本地震(H28.4)による不通区間の復旧ルート ➢ 一日でも早い供用が必要 ➢ 不確定要素が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 金沢市中心部で交通量が多い ➢ 鋼材の腐食等の足場を設置した詳細調査が必要
実施設計 技術協力 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合同現地調査を実施 ➢ 新たな損傷発見時の設計変更の考え方を契約図書に反映 ➢ 工事契約前の警察協議で、施工者の提案による規制時間を短縮する施工手順が了承 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 工期を短縮する施工者の知見を設計に反映 ➢ 追加地質調査を行い、両工区の施工延長を変更し工期短縮 ➢ 現道沈下量計測等、リスク対処方法を契約図書に範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 足場を設置し、材料試験、試掘、腐食調査などを詳細に実施 ➢ 交通規制を伴う作業の短縮等、施工者の知見を設計に反映 ➢ 施工性に優れる補修方法への修正



工事を完了した犀川大橋橋梁補修工事について、発注者、施工者、設計者への聞き取り等により、技術提案・交渉方式の適用効果を整理

技術提案・交渉方式の導入効果(犀川大橋)

① 入札不調の回避、競争参加者の増加

- 不調の懸念に反し、10者からの応募、5者から技術提案提出

② 工期延長、工事費用の増加無し

- 工期(H29.10.31~H30.7.31)の遅延なし
- 契約額(当初:約1.46億円、最終:約1.41億円)の増加無し
(交通誘導員、ボルト使用量の減少等)

③ 施工者のノウハウを反映した確実かつ合理的な設計・施工

- 交通規制を伴う伸縮装置の交換作業手順の工夫
- 狹隘部等における構造詳細の工夫

④ 工事契約前の詳細調査に基づく確実かつ合理的な設計・施工

- 足場を設置し、残存板厚、破断・緩みの有無を断面設計に反映
- 健全性が確認されたコンクリート部材、舗装の補修範囲を限定

⑤ 警察協議結果(規制時間延長)を踏まえた設計・施工計画

- 警察協議の結果規制時間の延長(22~5時⇒22~6時)



足場を用いた健全度調査



試掘による舗装の健全度調査

技術提案・交渉方式に対する主要意見と対応案

- ガイドライン(H29.12改正)では、技術提案・交渉方式の効果を引き出すため、十分な技術協力期間の確保等、適用上の留意事項を充実
- 当方式の導入促進には、技術協力業務、詳細設計を含む施工契約締結までの手続の効率化が課題

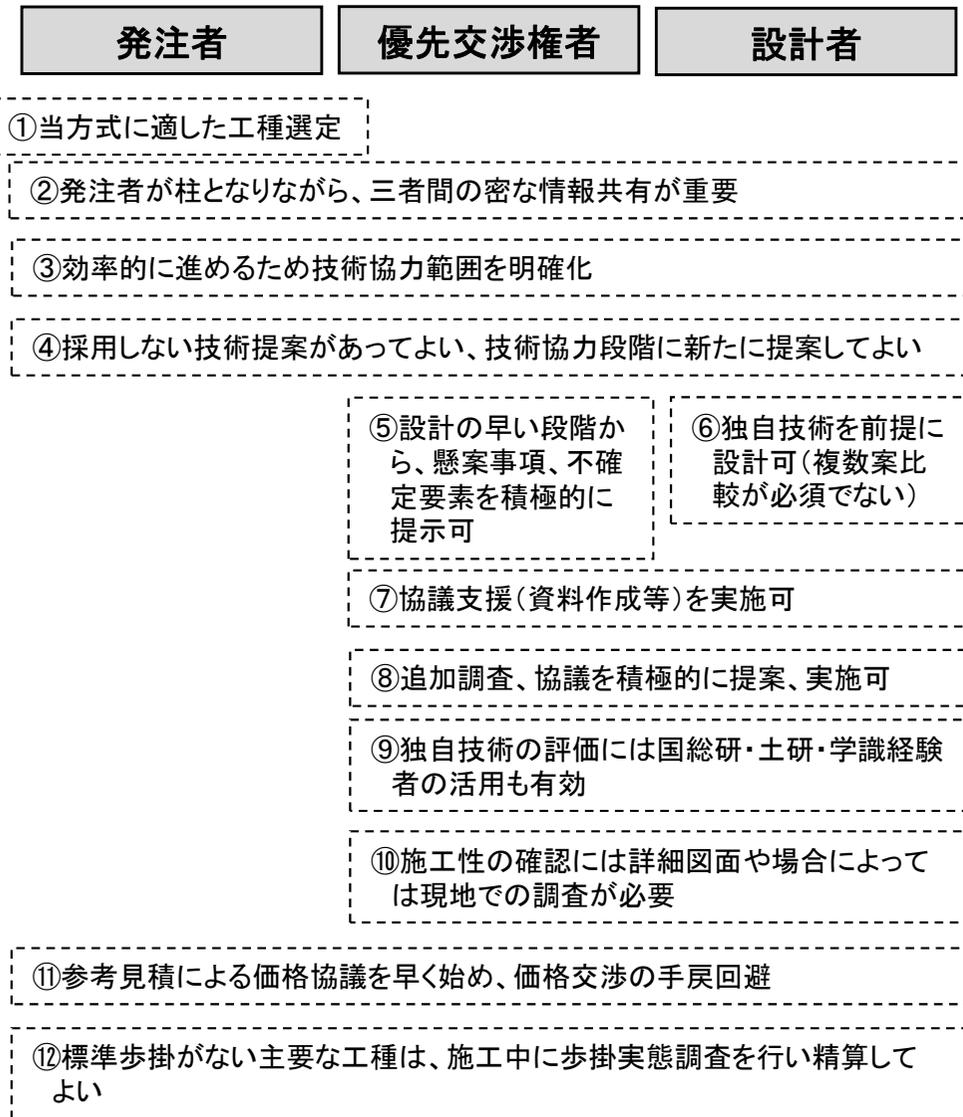
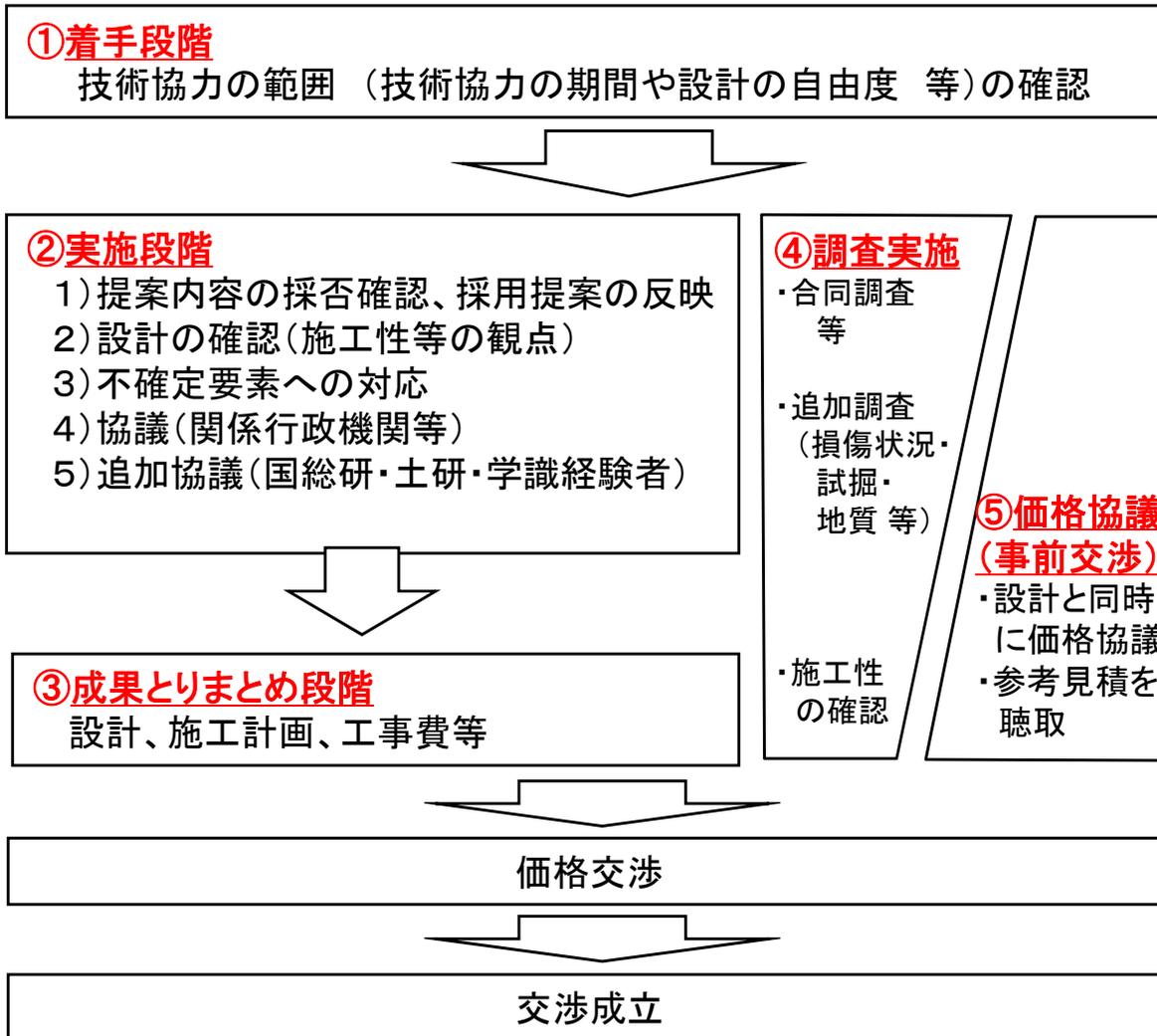
ガイドライン改正後の主要意見

区分	発注者	設計者	施工者
適用工種	・修繕でも適用しづらい工種有 (提案経験の少ない地域企業が参加、協力会社が行う専門工事等)		
手続期間	・改正後も手続期間が長い		
評価項目	・実現性の低い提案をどう防ぐか		
技術協力	・技術協力業務が長期化		
	・発注者・施工者・設計者の円滑な意思疎通が重要	・発注者・施工者・設計者の円滑な意思疎通が重要 ・初めての経験で、当初、何から着手したらよいかわかりづらい	・発注者・施工者・設計者の円滑な意思疎通が重要 ・初めての経験で、当初、何から着手したらよいかわかりづらい
	・施工者提案に対する複数案比較は必要か		
			・技術者拘束期間が長期化
		・技術協力に関する対価算定方法が不明確	・技術協力にて、施工者が詳細な設計資料を作成 ・技術協力に関する対価算定方法が不明確
価格交渉	・積算基準、類似実績、特別調査の適用外の場合、時間を要す		

技術協力業務と詳細設計の実施手順(案)

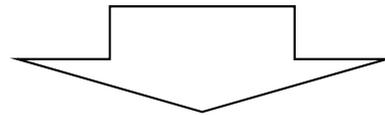
技術協力・施工タイプを中心に、技術協力業務と詳細設計の実施手順、留意点等の具体化を検討
(業務・マネジメント部会)

手 順



<技術提案・交渉方式の取組について>

- 技術的に難しい工事や条件が不明確な工事について導入し、一定の効果があがっているところ
- 経験値を積みながら、今後のさらなる導入促進が必要



<ご意見を伺いたい事項>

- 全国に技術提案・交渉方式の導入を促進するにあたり、留意すべき点は何か。
 - ・ 技術協力業務、詳細設計を含む手続の効率化
 - ・ 適用しやすい工種の例示
 - ・ 技術協力業務の範囲の明確化